

事務事業評価シート

(平成 23 年度実施事業)

事務事業名	妊産婦新生児訪問指導事業			事業コード	1495
所属コード	069200	課等名	健康推進課	係名	母子保健担当
課長名	津志田 和彦	担当者名	玉山 千春	内線番号	6215
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	みんなで支える子育て支援の展開	コード	6
	基本事業	母子保健・予防の推進	コード	3
予算費目名	一般会計 4 款 3 項 2 目 母子保健事業 (002-01)			
特記事項	総合計画主要事業			
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	平成 9 年度	
根拠法令等	母子保健法 10・11・17・18・19 条			

(2) 事務事業の概要

妊産婦と新生児に対し、助産師や保健師が家庭訪問を行い、母子の健康管理や育児支援を行う。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

平成 9 年 4 月より、次の理由で本事業の実施主体が県から市町村に移譲となり開始した。

移譲理由

- ①住民に身近な市町村での基本的サービスの提供
- ②妊婦及び乳幼児に対する一貫した母子保健事業の実施
- ③都道府県（保健所）・市町村の役割分担の明確化

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

少子化・核家族化の進行や、都市化・女性の社会進出などにより子供を産み育てる環境は大きく変化している。当市は、転入者が多く育児をしていく上で身近な支援者がいない孤立した家庭や経済的、社会的問題を抱えた母親等、今後も育児不安や虐待などに繋がる様々な問題を抱える家庭が増えることが予想され、本事業の充実が不可欠である。

また、「生後 4 ヶ月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」が平成 19 年度から次世代育成対策交付金の対象事業になり、H21 年 3 月には国が「ガイドライン」を作成されたことで、平成 21 年 4 月「乳児家庭全戸訪問事業」が児童福祉法に位置づけられ、（市町村の努力義務にはなったが、）全国的に地域での見守りによる虐待予防と早期発見を目的とした「乳児家庭全戸訪問事業」が展開されるようになり、医療機関からの連絡ケースや他市町村（里帰り）等からの訪問依頼などが増加してきた。国が示しているように、本事業と、「乳児家庭全戸訪問事業」は目的が異なるため、対象者等を含め事業の棲み分けを行い、並行して事業を展開しながら、今後、近隣町村と足並みをそろえていくことが急務になっている。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

市内に居住する第1子が生まれた全家庭とハイリスク児がいる家庭, 第2子以降及び市民以外で訪問希望があった家庭

(2) 対象指標 (対象の大きさを示す指標)

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 見込み
A 第1子(要支援者以外), 第2子以降及び市民以外の訪問希望者数	人	1,321	1,235	1,400		1,400
B 要支援者(ハイリスク)数	人	438	470	500		500
C						

(3) 23年度に実施した主な活動・手順

23年度実績 (23年度に行った主な活動)

【妊婦訪問】

- ・事務事業名「妊婦相談」に記載。

【産婦・新生児訪問】

①対象

- ・出生届時の赤ちゃん手帳申込書から第1子及び第2子以降の訪問希望者を把握し, 地区担当保健師と新生児訪問指導員(非常勤)が分担して訪問する。
- ・要支援者については低体重児, 多胎児や医療機関から連絡のあった家庭, 妊婦相談窓口にて継続支援が必要とされた妊婦(特定妊婦)が出産した家庭について主に地区担当保健師が訪問する。
- ・第2子以降, 市民以外(里帰り)については訪問依頼のあった家庭のみ訪問する。
- ・玉山区については生後4か月未満の乳児全数を対象に訪問する。

②訪問時期, 回数

- ・原則生後4か月未満に1回とし, 継続支援が必要な家庭へは必要回数とする。

③方法

- ・電話にて日程調整し, 乳児用体重計等を持参のうえ公用車・公共交通機関にて訪問する。

④内容

- ・母子の体調の確認と健康管理・育児全般についての助言・指導を行う。また, 全産婦にエジンバラ産後うつ病質問票を用いてメンタルヘルスの状況を把握し, 必要な支援を行う。

⑤事務

- ・対象や担当者の振り分け, 月毎の結果集計, 報告, 他市町村との連絡調整等を行う。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	21年度実績	22年度実績	23年度計画	23年度実績	26年度目標値
A 第1子への訪問割合	%	57.2	61.3	60	58.1	85
B 第1子及び第2子以降, 市民以外の訪問希望者と要支援者への対応率	%	77.9	80.4	85	79	90
C						

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

訪問指導を受け育児不安が少なくなったと感じる。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	21年度実績	22年度実績	23年度計画	23年度実績	26年度目標値
A 家庭訪問を受け育児不安が少なくなったと感じる産婦の割合	<input checked="" type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持	%	100	100	98	95.8	100
B	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持						
C	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	21年度実績	22年度実績	23年度計画	23年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	2,579	2,632	2,689	2,603
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	2,579	2,632	2,689	2,603
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	1,300	1,300	1,300	1,300
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	5,200	5,200	5,200	5,200
計	トータルコスト A+B	千円	7,779	7,832	7,889	7,803
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

訪問による直接支援により育児不安を早期に解消でき、母子の健康増進や虐待防止につながり、整合性がある。

② 市の関与の妥当性

法定事務であり、妥当である。

③ 対象の妥当性

法定事務であり、妥当である。

④ 廃止・休止の影響

不安を抱えたまま育児を行う家庭が増加する可能性があり、影響が大きい。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

人員が増加した場合は訪問率の向上や訪問後の継続支援の向上につながるなど、向上余地がある。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

現在対象としていない第2子以降（希望者以外）の家庭について、検討が必要。

(4) 効率性評価

事業費、人件費の削減は成果の低下につながる。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

1 本事業の対象としている第1子及び要支援者等の訪問率は60%程度であり、引き続き全数への訪問を目指していくが、現状の体制では全数対応は難しいため、訪問率向上に向け、課内でも工夫しながら、引き続き人員の要求を行っていく。

2 国が示しているとおり、本事業と児童福祉法に基づく「乳児家庭全戸訪問事業」とは目的が異なるため、事業の棲み分けを行い、並行して実施していく必要がある。そこで、「乳児家庭全戸訪問事業」については、虐待予防という観点と昨年の震災の経験を踏まえ、地域での見守りを視野に入れた体制づくりと把握されたケースへの対応、地域での受け皿等も含め、事業実施に向けて、課内、関係課、および関係機関と早急に協議していく必要がある。

3 今後、訪問対応が増加すると、それに伴い、対象者の選別やケース管理はもちろんだが、国、県等への報告も増えることから事務量の増大が予想され、既存の健康管理システムの改修が急務である。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

・本事業及び「乳児家庭全戸訪問事業」は、平行して実施されることが望ましく、事業実施については、現行の予算の中では組み換えは困難だが、人材確保及び研修・事務費用等予算の確保が不可欠である。「乳児家庭全戸訪問事業」については、平成19年度から次世代育成対策交付金の対象事業となり、平成19、20年度に事務事業事前評価に提出。21年3月に国のガイドラインが作成されたことで、全国的に事業が展開される中、当市の現状は対応率が30%代で、改善策として21、22年度にも引き続き事務事業事前評価に提出したが、予算確保に至らなかった。そこで、課内で検討し、

平成 23 年度は、試みに他係の非常勤の訪問指導員に事業の合間に訪問を依頼したが、震災対応などで、辛うじて、昨年同様の対応件数を維持できたが、次年度は体制的に継続は無理な状況である。今後、近隣市町村と足並みをそろえた体制づくりが急務となっていること、把握されるケースについても、増加が予想され、継続支援や養育支援が必要なケースについては、他課への情報提供、ケース検討、関係機関との連携、通告、地域での受け皿や見守りなどタイムリーな支援体制作りを行う必要がある。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

訪問後、継続対応を必要とする家庭も多く、訪問目標の 60%弱にとどまっている。また、新生児以外でも支援を必要とするケースも多く、必要なときいつでも訪問できる体制の整備が必要である。

○方向付けの理由と改革改善の内容

虐待防止や育児不安の解消などに効果のある生後 4 ヶ月までの全戸訪問事業を実施するための増員等体制整備を行なう。